

# 自衛隊と専守防衛

## —「専守防衛」への回帰—

06K053 武樋 仁

### 1. はじめに

2004年1月28日、札幌地裁に「自衛隊イラク派遣差止め訴訟」が提訴された。この訴訟のきっかけは、北海道に住むとある老人が札幌弁護士会を訪れたことによる。この老人は箕輪登氏である。箕輪は、自民党の衆議院議員を23年間務め、その間防衛政務次官、衆議院安全保障特別委員長、自民党国防部会副部会長、日本戦略センター理事長などを歴任した人物である。箕輪は、「自衛隊イラク派兵を中止させる訴訟を起こしたいので協力してほしい」と札幌弁護士会を訪れたのだ。そして、106人もの弁護士が協力を申し出て提訴に至った。日本の国防・安全保障において最前線で活躍したこの人物がなぜ訴訟をしようと考えたのであろうか。

筆者は、自衛隊が憲法9条に違反するものであるか否かはここではおいておくとして、現行の憲法9条において、自衛隊に対する従来通りの政府見解を肯定する。したがって、この論文では、自衛隊は憲法9条に違憲するか合憲するかの議論はここではない。

しかし、現在の自衛隊は「国際貢献」という大義名分の下、あろうことか日本国領域から出て、海外にて頻繁に活動するようになってきている。この自衛隊の海外派遣は、少なくとも憲法9条に違反するものであると考える。本来自衛隊は、「専守防衛」を絶対とし、創設以来活動してきた。この「専守防衛」とは「相手の攻撃を受けてから初めて武力を行使することで、先制攻撃や自国領域外での活動は行わない」ということ。また、あくまで自衛のための最低限の軍備であることである。

現在の自衛隊をみると、「専守防衛」の範囲から逸脱する行動ばかり突出している。イラク派遣、インド洋上での給油活動、歴史をさかのぼれば、湾岸戦争、PKOによる派遣等々、幾多にも渡り、自衛隊は海を越えていった。「自衛隊の活動範囲はあくまで日本国領域内に限る。」すなわち、「自衛隊は『専守防衛』でなければならない。」という点において、筆者は箕輪の主張を全面的に肯定するものである。

本稿は、『憲法9条と専守防衛』<sup>註1</sup>の話を中心に、自衛隊が「専守防衛」を守り、日本の「盾」であるとの大切さを論じていきたい。それを論じるにあたり、まず、箕輪が起こした「自衛隊イラク派遣差止め訴訟」の概略を述べ、この訴訟を通じて箕輪の考える自衛隊のあり方について筆者の考え方と照らして考えていただきたい。そして、自衛隊が海外に派遣されるようになった歴史をみていき、自衛隊の海外派遣の必要性について検討する。それらを踏まえたうえで、「専守防衛」について検討を加える。

なお、本稿では、自衛隊創設から湾岸戦争後に自衛隊が派遣されるまでの専守防衛という語には、本来の「専守防衛」という意を込めて「」（鍵括弧）をつけた。また、2章ならびに3章で使われている自衛隊法は、2001年以前のものである。

### 2. 自衛隊イラク派遣差止め訴訟

「自衛隊のイラク派遣は違憲」と違憲判決を出した名古屋高裁の判決は、すでに周知のとおりである。この名古屋での提訴をはじめ、各地の「自衛隊イラク派遣差止め訴訟」のきっかけとなったのが、先にも述べ

た箕輪が提訴した北海道での訴訟である。2章では、箕輪自身が札幌地裁に提訴した「イラク派遣差止め訴訟」の概略をまとめる。

### i. 提訴理由<sup>註2</sup>

本訴訟は、日本と他国の人々が互いに殺傷し合うことなく、互いに平和的に生存することを希求する主権者の熟誠と決意の表明である。「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛すること」を任務とする陸海空自衛隊が創設され、以後、自衛隊は憲法違反の批判にさらされてきたが、政府は一貫して「自衛のための必要な最小限度」の自衛力は合憲であるとする、「専守防衛」の立場をとってきた。しかるに小泉首相率いる被告は、イラク国内の治安等の活動のために、重装備の自衛隊を派遣することを決定した。これは、「専守防衛」の立場の放てきである。そして、自衛隊員に本来の任務に反する行為を行わせ、国民にイラク戦争への事実上の「参戦」を強いるものである。しかし、今回のイラクへの派兵は、政権党の国会議員としてわが国の防衛政策、外交政策に深く関与してきた原告の立場からしても、明らかに憲法第9条、自衛隊法に違反するとみる。いま日本は、「専守防衛」の立場すら投げ捨て、国外で積極的に武力を行使する国になろうとしている。創設50年目の自衛隊が、戦後初めて、他国民と戦闘を交え、加害者・被害者を出すことが現実のものとなっている。日本国憲法を懷く日本国民として、これを許してはならない。原告は、多くの主権者がイラク派兵反対の声をあげ、連帯し、ともに立ち上がることを心から訴えるとして、提訴に踏み切った。

### ii. 請求の趣旨<sup>註3・註4</sup>

被告は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」及び「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」に基づいて自衛隊員及び装備品をイラク国内並びにその周辺地域及び海域に派遣又は輸送して、同法及び同計画に基づく活動を行なってはならない。

### iii. 原告の主張<sup>註5</sup>

#### ・イラク占領の実態と国際法上の交戦状態

米英は、イラクが生物化学兵器などの大量破壊兵器を開発・保有、国際テロ組織に援助しているとして、武力攻撃を開始した。しかし、今日に至るまでフセイン政権と国際テロ組織とを結び付ける証拠は発見されておらず、大量破壊兵器も発見できなかった。また、米ブッシュ大統領は、イラクにおける戦闘終結宣言を行ったが、その後も戦闘行為は収束せず、戦闘終結宣言前より宣言後の方が犠牲者が多く、襲撃及び被害はイラク全土に及んでいる。陸上自衛隊が派遣されるサマーワにおいても発砲事件が発生し、死者が出ている。

イラク特措法が国際法的根拠として掲げる国連安保理決議第1483号<sup>註6</sup>は、第5項で「あらゆる関係者に対し、1949年のジュネーブ条約<sup>註7</sup>及び1907年のハーグ協定<sup>註8</sup>をはじめとする国際法による義務を完全に果たすよう呼びかける」と規定している。

国連安保理がこれら交戦法規の完全な適用と履行を求めるのは、イラク占領が国際法上の交戦状態にあることを認めるからにはかならず、その適用はイラク国内全土に及び、例外地域は存在しない。

米英等によるイラク占領政策は、国連安保理決議第1483号及び同第1511号<sup>註9</sup>を根拠として、総合司令部の下にあるCPA<sup>註10</sup>によって遂行されている。

自衛隊は、占領政策の一環として、法的には占領軍の一員として、CPAの完全な指揮下に行動する。自衛隊がCPA占領政策の一端を担う以上、わが国独自の判断のみで行うことはできない。

#### ・イラク派兵の違憲・違法性

日本国憲法第9条1項<sup>註11</sup>における「國權の發動たる戦争」とは、国際法上の戦争一切を含み、「武力の行使」とは、戦争に至らない実質上の戦争行為を広く意味する。そして、自衛隊について、歴代政府は、わが国自衛のために必要な最小限度の自衛力は合憲であるとする「専守防衛」の憲法解釈をとってきた。この立場に基づけば、自衛隊が、他国による侵略行為がないのに、外国領土に出かけて「武力の行使」を行うということは、全く考えられない。よって、イラク特措法及び基本計画に基づくイラク派兵は、「専守防衛」の憲法解釈に立っても明らかに憲法第9条に違反する。

また、自衛隊法第87条、第88条ならびに第89条<sup>註12</sup>を踏まえると、今回のイラク派兵にあたり自衛隊は、無反動砲や個人携帯対戦車砲など重装備の武器を携行し、交戦規則を定めて臨んでいる。これは、自衛隊法が定めている「武器の使用」概念と比較しても明らかにこれを超え、「武力の行使」にほかならない。

そして、イラク特措法第2条3項は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域（非戦闘地域）において、活動を実施することを定めている。しかし、現在のイラク国内は全土が戦闘状態にありかつ国際法上交戦規程が適用される軍事占領下にあるので、同法中の「非戦闘地域」の要件を充足していない。

#### iv. 判決

札幌地裁は、差止めについて「本件派遣は、行政上の権限に基づくもので、公権力の行使に該当するものと解される。そうすると、必然的に、行政権の行使の取消し、変更又はその発動を求める請求を包含するものといわなければならない。原告らは、民事上の請求として本件派遣の差止めを求めているところ、私法上の給付請求権の行使として、かかる差止請求権が認められる余地はないというべきであり、本件差止請求は不適法であるといわざるを得ない」<sup>註13</sup>として、原告の訴えを棄却した。

日本の裁判所は、「統治行為論」<sup>註14</sup>の呪縛から抜け出せずにいる。自衛隊の装備が強化され、日本の国防に直接関係のない外国へ行ったとしてもである。砂川事件で判決を下した最高裁裁判長の田中耕太郎は次のように述べた。

「一国の自衛は国際社会における道義的義務である。今や諸国民の間の相互連帶の関係は、一国民の危急存亡が必然的に他の諸国民のそれに直接に影響を及ぼす程度に拡大深化されている。従って、一国の自衛も個別的に即ちその国のみの立場から考慮すべきでない。一国が侵略に対して自国民を守ることは、同時に他国を守ることになり、他の防衛に協力することは自国を守る所以でもある。換言すれば、今日はもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛はすなわち『他衛』、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従って自国の防衛への協力にしろ、各国はこれについて義務を負担しているものと認められるのである。」<sup>註15</sup>

すでにもう個別的自衛権と集団的自衛権の区別はあまり意味をなさないというのである。

### 3. 自衛隊海外派遣の歴史

そもそも、自衛隊が初めて海外に派遣されたのはいつであっただろうか。この章では、自衛隊が実際に海外に派遣された歴史をみていく。

## i. 海外派遣のはじまり

自衛隊が初めて海外派遣されたのは、91年の湾岸戦争後のペルシャ湾への掃海艇派遣であった。ペルシャ湾内の航行危険海域で、沈底機雷などを爆発処理した。この派遣の根拠となったのが、自衛隊法99条<sup>註16</sup>である。この自衛隊法99条は、「雑則」である。当時の海部俊樹首相は「[自衛隊は] 警察力の行使として派遣するもので、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。」（〔 〕は筆者の挿入）とし、わが国船舶の航行の安全を確保するため必要な措置であることを理由に、「雑則」による初の自衛隊の派遣を実施した。

自衛隊法99条のなかには「領域内に限る」という地理的な条件が明示されているわけではない。けれども、60年代のベトナム戦争時、アメリカから日本領域外における作戦協力を求められた際、当時の佐藤栄作首相は「自衛隊の対象とする領域ではない」と拒否した。これを踏まえるに、海部内閣の自衛隊法解釈は法の許容範囲を超えたものになるのではなかろうか。しかし、こうした「雑則」規定を以って本則・3条「任務」を乗り越える手法が、以後の自衛隊派遣の通例となっていました。こうして、国連平和維持活動(PKO)への自衛隊派遣が始まっていくのである。

## ii. PKOへの自衛隊派遣

では、実際にPKOで自衛隊が派遣された例をいくつかみていいく。

### ・カンボジア派遣

カンボジアでは、1970年のクーデターによる政権発足以降、ポル・ポト派による国民の大量虐殺、ベトナムによるカンボジア侵攻など20余年にわたり戦乱と国内混亂が続いた。しかし、1991年に国連の主導の下で、和平協定が結ばれ、1993年に新政権が樹立し、新憲法が制定され、新しいカンボジア王国が誕生した。

国連は1992年に停戦・武装解除の監視、選挙の実施、難民帰還の支援、行政の管理等を行う国連カンボジア暫定機構(UNTAC)を設立した<sup>註17</sup>。これに伴い、日本政府は、1992年から93年まで、停戦監視要員として、自衛官16名を派遣した。停戦監視要員は、各国要員混成の数名でチームを作り、カンボジア各派の兵士を武装解除する宿営地において集められた武器の保管状況や停戦が守られているかどうかの監視、国境沿いの監視所において停戦が守られているかどうかの監視、外国軍の侵入や武器・弾薬の持ち込みの監視などの業務を行った。

陸上自衛隊の施設部隊1200名も派遣された。施設部隊の主要業務は、内戦などで荒廃した道路や橋の修理、UNTACの構成部門などに対する給水、給油、給食、医療、宿泊施設の提供の業務や物資などの輸送、保管の業務など、幅広く活動した。施設部隊は、昼間は40度を超える猛暑といった厳しい環境のもと、さらには作業地域付近には不発弾などがある危険性もある中で業務を進めた。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊による支援もあった。カンボジアへの要員・部隊の派遣に際して、海上自衛隊は輸送艦2隻及び補給艦1隻からなるカンボジア派遣海上輸送補給部隊を、施設部隊の人員、資機材の一部の海上輸送、同部隊に対する宿泊、食事の提供のため、派遣した。航空自衛隊は6機のC-130H型輸送機を、施設部隊の人員、車両などの空輸、施設部隊の補給品などの空輸等のため派遣した<sup>註18</sup>。

### ・ゴラン高原派遣

ゴラン高原は、シリア南西部に位置する岩地の高原で、ヨルダン川流域を見渡せることから、軍事戦略上はもちろん、水源確保の意味でも重要な拠点となっている。ゴラン高原は、1967年の第三次中東戦争を

きっかけに、途中シリアが奪還するも、イスラエルが占領している。ゴラン高原では現在も緊張関係が続いている。

国連は、1974年にシリア、イスラエル両国が兵力引き離し協定に合意したのを受け、停戦監視と両軍の兵力引き離し状況を監視する国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) を設立した<sup>註19</sup>。これに伴い、日本政府は、1996年2月から、ゴラン高原に展開する「国連兵力引き離し監視隊」(UNDOF) に要員・部隊を派遣し、司令部業務及び輸送などの後方支援業務を行っている。この派遣は現在も続いているものである。

シリア側のファウアール宿営地に位置するUNDOFの司令部には、わが国から司令部要員が2、3名派遣され、UNDOFの活動に関する広報並びに輸送などに関する企画及び調整などの業務を行っている。現在、第14次の司令部要員が2009年2月から現地に派遣されている。

そして、43名から成る自衛隊の輸送部隊は、イスラエル側のジウアニ宿営地に本部を置き、UNDOFの活動に必要な食料品などの輸送、物資の保管、道路などの補修といった後方支援業務を行っている。2009年8月からは、第28次の輸送部隊が現地に派遣されている。また、航空自衛隊は、ゴラン高原への要員・部隊の派遣に際して、輸送部隊及び司令部要員に対する支援のため、C-130H型輸送機などが、1996年から食料品などを空輸している<sup>註20</sup>。

#### ・東ティモール派遣

東ティモールは、1976年にインドネシアに併合されたが、独立派武装組織と統合派武装組織の間で武力衝突が発生した。99年に和平合意が成立し、2002年に東ティモール民主共和国として独立し、国連は、同年国連東ティモール支援団 (UNMISET) を設立した。

これに伴い、日本政府は、2002年から04年まで、国連からの要請を踏まえ、陸上自衛隊施設部隊680名、司令部要員10名の東ティモール国際平和協力隊員を国際平和協力法<sup>註21</sup>に基づき「国連東ティモール暫定行政機構」(UNTAET) に派遣した。陸上自衛隊施設部隊の要員は、東ティモールの中部・西部地域とオクシに配置され、道路、橋の維持・補修等の後方支援活動を行った。また、司令部要員は、UNTAET司令部において、施設部隊の行う業務の企画調整等を行った<sup>註22</sup>。海上自衛隊からは輸送艦・護衛艦が、航空自衛隊からはC-130H型輸送機6機がそれぞれ、施設群の人員・資機材の一部等の輸送を行うため派遣された<sup>註23</sup>。

以上が、PKOによって自衛隊が海外に派遣された例の一部である。他に、モザンビーク、ネパール、スーダンへも派遣された。また、PKOとは別に、国内における災害派遣の延長の位置づけで、国際緊急援助活動として、トルコ<sup>註24</sup> やパキスタン<sup>註25</sup>、インドネシア<sup>註26</sup>などへ自衛隊が派遣された。

### iii. 難民救助活動

そして、難民救援活動としても自衛隊は派遣された。特にアフガニスタンへの派遣は記憶に新しい。

#### ・アフガニスタン派遣

2001年の米国における同時多発テロ事件以来、米英等によるタリバン等に対する軍事行動が行われ、多くの難民・避難民が発生した。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国際移住機関 (IOM) 等が難民・避難民に対し物資協力を提供した<sup>註27</sup>。

これに伴い、日本政府は、2001年10月、アフガニスタン難民救援のために航空自衛隊の空輸隊138名、C-130H型輸送機6機を派遣した。パキスタン・イスラム共和国で活動している国連難民高等弁務官事務

所（UNHCR）に対し、難民救援用の物資（テント、毛布、スリーピングマット、給水容器、ビニールシート）を提供するため、これらの物資をイスラマバードまで輸送した<sup>註28</sup>。

#### iv. イラク派遣

そして、2001年のアメリカ9・11テロが起こる。これにより、自衛隊は「戦地」へと赴くことになっていく。ジョージ・W・ブッシュ前米大統領の「対テロ総力戦宣言」<sup>註29</sup>、リチャード・L・アーミテージ元国務副長官の発言<sup>註30</sup>によって、時的小泉純一郎内閣は自衛隊派遣に踏み切った。

小泉首相はこれに際し、「日本としても、憲法の前文にありますとおり、国際社会において、名誉ある地位を占めたいと謳っております。同時に憲法9条、国際紛争を解決する手段として、武力の行使を放棄するという点も重視しながら、武力行使と一体とならない支援は何かということを考えまして、出来る限りの支援協力体制を、米国始め関係諸国と協力しながら考えていきたいと思います。」と述べた。しかしながら、憲法前文に書かれている「日本国民は（中略）政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…」の部分は無視された。

小泉首相の考える「国際社会における名誉ある地位」とは、まさに「テロと戦うアメリカへの軍事的支援を行うこと」であった。そして、「テロ対策特別措置法」<sup>註31</sup>成立を受け、インド洋に派遣された海上自衛隊の補給艦は、米空母や艦載機への燃料補給任務についていた。また、陸上・航空自衛隊の部隊も、「イラク人道復興支援特措法」<sup>註32</sup>によりイラクへと派遣された。陸上自衛隊からは、医療、給水、公共施設の復旧・整備のため、約5,500人が、航空自衛隊からは、人道復興関連物資等の輸送のため、C-130H型輸送機が、それぞれ派遣された。

#### v. ソマリア沖海賊対策に伴う自衛隊派遣

また、最近では、ソマリア沖での海賊対策のために海上自衛隊の艦船が派遣された。これについて、2009年3月14日の産経ニュース<sup>註33</sup>には、「内閣府が14日発表した『自衛隊・防衛問題に関する世論調査』で、アフリカ・ソマリア沖の海賊対策について『自衛隊が取り組んでいくべきだ』と答えた人が63・2%となった。海上警備行動<sup>註34</sup>に基づく護衛艦2隻の派遣や、海賊対処法案の制定などの方針について、世論が前向きに評価していることが示された。」とあった。

### 4. 脱「専守防衛」

#### i. ズレしていく自衛隊

前章でみてきたように、自衛隊は湾岸戦争を機に、幾度となく海外へ派遣されるようになった。自衛隊がもはや本来の「自衛」のための存在でなくなった瞬間であったといえる。箕輪も、「専守防衛」が崩れ始めたのは1991年の湾岸戦争のときであったと述べている<sup>註35</sup>。日本政府は、「国際貢献には資金だけでなく、血をも捧よ」と自国の平和とは関係の遠い見知らぬ地へと自衛隊を派遣していった。政府は公然とそれまでの自衛隊のあり方を否定し、変えていったのである。

そして、99年、小渕恵三内閣のときに、周辺事態法<sup>註36</sup>が成立し、米軍に対して自衛隊が後方支援をすることが義務付けられた。しかしながら、後方支援というのは、それまでの自衛隊法には明記されていなかった。それも当然のことと、自衛隊法制定時は、日本国防衛のことのみが考えられていたため、そのような事態は想定外であった。それに、「周辺」の地理的概念がないため、どこまで行くのか不明瞭であった。

それからの「崩壊」の流れは速かった。2001年のアメリカ同時多発テロによって、テロ対策特措法<sup>註37</sup>

ができ、03年には有事関連三法<sup>註38</sup>が民主党（当時野党第一党）の賛成もあって成立し、そしてイラク復興支援特措法が成立した。国防こそ主たる任務であった米ソ冷戦時代を終えた現在、「専守防衛」という道しるべを失い、進むべき道を見失った自衛隊の足取りは、平和という王道から足を踏み外そうとしている。

## ii. 自衛隊の拠りどころ

そもそも自衛隊は、自衛隊法第3条で「自衛隊はわが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする」<sup>註39</sup>と規定し、国土防衛を主たる任務としてきた。しかし、2006年の同法の改正により、国際平和協力活動や周辺事態での後方支援活動、在外邦人の輸送が付随的任務から本来任務に格上げされ、これにともなって防衛庁は防衛省に昇格した。

国家の「正当防衛権」の最後のとりで、「専守防衛」に徹する最小限の実力、だから憲法9条の下でも許される。それが「自衛隊は合憲である」とする政府解釈の拠りどころであったはずである。事実、1954年の国会において、木村篤太郎初代防衛庁長官は「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接並びに間接の侵略に対してわが国を防衛することを任務とするものであります」と述べていた。加えて、1960年の日米安保条約の改正の際、岸信介首相も同じ答弁をしていた。

## iii. 脱「専守防衛」

1976年、三木武夫内閣の下、「防衛計画の大綱」（七六大綱）が初めて制定された。これは、日本の防衛力のありかたを自衛隊の部隊編成や装備・兵器の整備目標、出動態勢のかたちに示す長期指針である。95年の細川護熙内閣のときに改定されたものの（九五大綱）、「九五大綱」は「七六大綱」を踏襲したものであった。これらの基本にあるのは「基礎的防衛力構想」であった。

「基礎的防衛力構想」とは、必要最小限の防衛力を保有することで、日本周辺の軍事的均衡を保つというものであった。あくまで「基礎力」があれば十分だという考え方である。この考え方によって「抑止力」としての自衛隊のイメージがつくられた。

しかし、2004年、小泉内閣のときに改定された「〇四大綱」は、事実上それまでのものから逸脱したものとなった。「〇四大綱」には、「『基礎的防衛力構想』の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。（中略）このような観点から、今後のわが国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安保体制を強化していく。」<sup>註40</sup>とある。

それまでの「限定的かつ小規模の侵略事態」に備えた「基礎的防衛力構想」による「専守防衛」の自衛隊というイメージとは大きく異なる防衛力構想の方針が、「〇四大綱」において打ち出されたのである。

## iv. 新たな火種

「〇四大綱」を受け、「即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、多機能で弾力的な実効性のある」兵器が近年自衛隊に配備された。ここで、その中から二つの兵器を紹介したい。

まず一つ目は、海上自衛隊の最新兵器である。海上自衛隊は、「ひゅうが型護衛艦」と呼ばれる、

「16DDH」<sup>註41</sup>の「ひゅうが」と「18DDH」の「いせ」の2隻のヘリコプター搭載護衛艦を保有している。11機のヘリコプターを搭載可能で、艦載用に設計されていない陸上自衛隊機や、消防防災ヘリコプターなど民間機の離着艦も可能と見られている。この性能を生かして、大規模災害時の海上基地としての機能も盛り込まれており、海上自衛隊が保有する掃海・輸送ヘリコプターを搭載しての救援物資輸送や、救難飛行隊による傷病者の収容、消防や警察のヘリコプターに対する管制・補給支援が計画されている。しかしながら、形状はまさに空母である。(図1参照<sup>註42</sup>)



図1 護衛艦「ひゅうが」

空母は「自衛のため必要最小限度」を超えるので、専守防衛の自衛隊には不要のものである。むしろ存在してはならないものである。しかし、これらはあくまで「攻撃型」ではないので、政府・自衛隊としては「ヘリ搭載型大型護衛艦」として通しているのである。だが、国内において、この「護衛艦」を保有する必要性が見当たらない。まして、大規模災害時の海上基地としての機能を搭載した艦船を海上自衛隊が保有する理由がみえない。海上保安庁が保有しても何ら問題はないように思える。

次に紹介するのは、航空自衛隊の空中給油機である。空中給油機について、かつて「持てない装備」の一つとされていた。1973年の国会で、田中角栄首相は、空中給油機の保有に関して、「第一点、空中給油はいたしません。第二点、空中給油機は保持しません。第三点、空中給油に対する演習、訓練その他もいたしません」とする「田中三原則」を打ち出し、「専守防衛」の下で空中給油機保有はありえないと断言した。

しかし、90年代に入り、「北の脅威」が叫ばれるようになると、この方針は覆され、「空中給油・輸送機」として配備するまでに至った。そして、07年に予定された導入時期を待ち切れずに米軍給油機からの給油訓練が強行されたのである。

そもそもこの狭い日本の領域において空中給油機など不必要である。北は千歳・三沢、東は小松・百里、西は築城・新田原、南は那覇と、どこからでもスクランブルが可能なのだ。日本国内を飛行するだけであれば、わざわざ空中給油などせずとも十分に任務を遂行することができる。

これら兵器を日本が保有することは、東アジアに新たな火種を灯すことにもなりかねない。特に、現在著しく軍事力を高めている中国は、さらなる軍拡を進める可能性がある。中国空母の出現も、そう遠くな話となるかもしれない。そうすれば、この東アジアの緊張はさらに高まるることは必至である。それによって、各国が挙って軍拡を進め、尽きることのないゼロサムゲームが繰り広げられ、東アジアは新たな「戦前」となる恐れがある。

では、なぜそのような危険かつ不要な兵器を配備しなければならなかつたのか。それは、「敵基地攻撃論」に依るところが非常に大きいからである。

## v. 「敵基地攻撃論」

「敵基地攻撃論」とは、簡単に言うと「ある国がわが国に対し、今まさにミサイルを撃たんとしている。ミサイルが発射される前にそのミサイル基地を叩いてしまおう。」というものである。また、敵基地攻撃のケースは3つに分けることができる<sup>註43</sup>。

1つ目は、「予防攻撃」。これは、相手が武力攻撃に着手していない段階での予防的攻撃をいう。イラク戦争がまさにこの例である。もちろん国際法上認められていない。2つ目は、「攻勢防御」。これは、相手の武力攻撃着手を確認した段階での自衛的攻撃である。そして、3つ目が「反撃（反対策源地攻撃）」である。これは、相手に攻撃された後の第二撃からの自衛的攻撃である。こうしてみると、「攻勢防御」や「反撃」はなんら自衛権の行使として問題ないように見える。たしかに、相手の攻撃を防ぐのが自衛隊の任務である。しかし、だからといって、自衛隊が領域を出てまで攻撃するのは、また別の話である。自衛隊は「守る」ことが任務であり、「戦う」ことは任務ではない。「守る」ための自衛隊。それこそが「専守防衛」の自衛隊本来の姿である。

## vi. 専守防衛から先制攻撃論へ

「田中三原則」は、敵基地攻撃能力は保持しないとする「専守防衛」政策の柱の一つである。その原則が、「北の脅威」が叫ばれ始める中で、徐々に食い破られていく。小泉内閣時の石破茂防衛庁長官や政府首脳の口から「敵基地攻撃論」「先制攻撃容認論」などが公然と語られるようになった。民主党の前原誠司議員が「やられたらやり返すということ、相手の基地をたたくことは憲法上認められている」とする発言をすると、石破長官は敵基地攻撃能力保有が「検討に値する」と答えている。

また、2003年、安倍晋三官房副長官は「専守防衛は今後とも変わりはないが、兵器がどんどん進化し戦術・戦略が変わっていく中で、今までの『専守防衛』の範囲でいいのかということも当然考えいかなければならない。」と発言した。同年の「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」の緊急声明では、「時代に応じた専守防衛の考え方を再構築するために、（中略）必要最小限の『相手基地攻撃能力』を保有することができるようすること」。そして05年の「専守防衛に関する提言」<sup>註44</sup>では、「『相手から攻撃があって初めて対処する』という『専守防衛』の考え方では、わが国の防衛を全うできるとは到底考えられず、早急な是正が必要である。国の防衛に関する基本方針や防衛大綱などにおいて、『専守防衛』という用語の使用を取りやめること。」とある。

注目すべき点は、「考えていかなければならない」から仕舞いには「『専守防衛』という用語の使用を取りやめること」まで至ったことである。「専守防衛」は侵略戦争に進んでいった日本とは全く違う、戦後の反省から生まれた自衛隊の崇高な理念である。自衛隊はその理念のもとで今まで存在してきた。それが今、崩れ去ろうとしている。

## 5. 「専守防衛ありき」の原点へ

### i. 自衛権のあり方

2006年の『外交フォーラム』に「国際社会における日本の責務」という題で、渡辺昭夫が論稿を掲載している<sup>註45</sup>。その中の「自衛権をめぐる論議」<sup>註46</sup>の中で、渡辺は「戦力の不保持と交戦権の否認に関する憲法の規定を変更することによって、日本は戦後の『平和主義』を放棄しようとしているのではないかという危惧が国内外の世論の一部にあるようだが、それはまったくの誤解である。」<sup>註47</sup>と述べている。続けて憲法を変える必要性について以下のように述べている。「自衛という主権国家としての最低限の必要のた

めにできえ軍隊をもつことができないといった解釈を許すような現行憲法の規定が、現実に即さないからである」<sup>註48</sup> と。しかし、それはいかがなものか。そうしたあいまいさゆえに、今まで自衛隊が憲法9条から逃れられていたということもいえるのではなかろうか。

改憲によって自衛権に明確な規定を置くことについて、渡辺は「自衛権について日本だけが特殊な原則に従っている（だから他よりも道義的に優れている）といった幻想から国民を解放する働きをするだろう。いわゆる『普通の国』になるというのは、武力行使や自衛権に関して、日本が国際規範の遵守において他国よりも優れてもいなければ劣ってもいない存在であることを意味している」<sup>註49</sup> と述べている。しかし、敗戦から現在に至るまで、日本にとって「平和主義」は良くも悪くもアイデンティティーであったのはたしかである。それを隠して「普通」になるということが、日本にとってどれだけの国益となるのだろうか。

だが、万一、憲法を改正して自衛隊を認めようとするのであれば、次のことを明記しなければならない。「自衛隊はいかなる場合においても、『専守防衛』に徹する。また、その行動は自国の領域内に限る」と。また、もし現状のままの憲法を維持するのであれば、自衛隊は従来通りの政府見解から決して逸脱することなく、今まで通り「専守防衛」であり続けなければならない。

改憲するにしても、またしないにしても、自衛隊は日本国領域内において、急迫不正の侵害に対し、これを排除するために他の適当な手段がなかった場合に、「専守防衛」として必要最小限度の実力行使にとどまる行動をしなければならないのである。

## ii. 「普通の国」とは

1で挙げた「普通の国」とは、現在の民主党の小沢一郎幹事長が主張する國のあり方である。これは、「『共生』を新しい国づくりの理念として、あらゆる面で筋の通った『公正な国・日本』をつくる。そのために、国民一人一人が自立し、国家としても自立することを目指す。」<sup>註50</sup> というものである。聞こえは良いが、実際には、他の多くの国々が正式に軍隊を所持しているように、憲法9条を改正し、他国と同様に軍隊をもち、自衛権を行使できる国にしようとする考えを表す場合が多い。

1994年4月28日の北海道新聞夕刊で、東海大学社会科学研究所長であった白鳥令は、「小沢は、軍事力を最小にし、利用しうる労働力と資本とを経済発展に振り向け、貿易立国により経済大国にはなるが政治・軍事大国にはならないとする戦後日本の保守の『富国弱兵』論を、『普通ではない』と退ける。かれは経済大国ならば当然政治・軍事大国としての責任も負うべきだと述べ、伝統的『富国強兵』のモデルを『普通の国』の発展の道とし、それを志向する。『普通の国』路線に障害となるならば、現行憲法も必要に応じて変えればよいと小沢はいう。」<sup>註51</sup> と述べている。

前に述べた渡辺の言う「普通の国」もまた、自衛権・自衛隊についていえば、小沢幹事長の主張するものと同じように思える。渡辺は自身の論文の中で、「国家崩壊型の紛争<sup>註52</sup> が多発する事態を前にして無為に見過ごすならば、国連の基本目標である『国際の平和と安全の維持』（国際連合憲章第1条第1項）に反し、『平和主義』は空虚な言葉に堕してしまうであろう。」<sup>註53</sup> と述べている。

だが、以下の点には留意すべきであろう。すなわち、わが国は、そもそも「力」を放棄するということを憲法で全世界に謳った。それは当時としては他にない、まさに「平和主義」と謳う日本の究極の理想であった。しかし、アメリカの都合により、自衛隊（警察予備隊）が作られてしまった、という点である。この点において、その究極の理想が打ち砕かれてしまったことは否めない。

しかし、それでも（個別的）自衛権は国際法上、国家の有する当然の権利であり、国を守るために最低限の実力は憲法で認められていると政府見解で示し、今まで自衛隊を認めてきた。また、それが、自衛隊が唯一憲法において許容される最大限の範囲であった。渡辺はその過程を無視しているように思え

る。小沢幹事長においては、日本の与党第一党の幹事長でもある人物だ。それがこのような考え方で政治を行っていることを多くの国民が知れば、彼を、また、彼の政党を選んでしまった「過ち」に気付くであろう。

### iii. 「盾」としての自衛隊

また、渡辺は「より大きな問題は、むしろ、つぎの点にある。すなわち、武力行使の原則禁止や、自衛権発動への制約などは、国家間の武力紛争、すなわち『戦争』を想定しての規定であった。しかし、21世紀の安全保障問題が国家間の『戦争』よりも国家崩壊型の『紛争』を主題とするものへと重点を変えていくものであるとするならば、武力行使や自衛権についての従来の議論では汲み尽くせない論点があるといわねばなるまい。」<sup>註54</sup>とも述べている。

しかし、前にも述べたように、日本国憲法下において、自衛隊はあくまで自国の防衛のみに限りその行動が認められているべきものであり、海を越えてはならないのである。また、直接的にも間接的にもわが国に急迫不正の侵害があったわけでもなしに、自衛隊が防衛任務に就くことは、「専守防衛」に反するものである。よって、いかなる大義名分であっても、自衛隊が海外に赴くことはありえないし、また仮にわが国が直接・間接的に攻撃されたとしても、自衛隊がわが国の領域を出て何らかの行動をとることは、憲法上認められていない。自衛隊はあくまでわが国の「盾」でなければならないのである。

### iv. 「専守防衛」の再考

自衛隊は、戦争をすることがその存在目的ではない。では、なんのために自衛隊が存在するのか。それは、相手に「攻撃しても意味がない。むしろこちらが痛い目をみてしまうかもしれない。」と思わせる「抑止力」のためである。それこそ、自衛隊の存在意義である。

残念なことに、現在の世界では、テロが頻発し、日本周辺においても北朝鮮の核・ミサイル問題や中国の軍拡など予断を許さない状況にある。しかし、それに乘じて日本が尽きることのない「軍拡ゼロサムゲーム」に足を踏み入れようとしていることは大変遺憾でならない。そうはいっても、いざというときには、その力を発揮し、わが国を守る「盾」として自衛隊はなくてはならない。

また、箕輪は「相手を威嚇するような兵器を開発することには僕は反対」<sup>註55</sup>と述べているが、これには異論がある。盾は、その見映えから異様なものであればあるほど、「近づくと何があるかわからない」と相手に思わせることができる。であるならば、やはり威嚇は必要である。それが決して攻撃するものであつてはいけないのは言うまでもないが。内田雅敏は、「F15戦闘機は必要ない」<sup>註56</sup>と言う。箕輪も、「情報収集のためだけの手段としてP3C（哨戒機）やイージス艦があるのならいい」<sup>註57</sup>と言う。けれども、それでは有事の際に、自衛隊が本当にこの国の「盾」になれるのか大いに不安になる。

たしかに、軍備は必要最低限度のものでなければならぬ。準空母級の護衛艦や空中給油機などは、この国にはいらない。無用の長物である。また、自衛隊はわが国の「盾」である。そして、それは決して「矛」にはならない。「専守防衛」という「盾」があるからこそ、日本の平和は守られるのである。わが国の安全保障を考えるにあたり、「日米同盟ありき」ではなく、「専守防衛ありき」ということを、政治家や自衛官だけでなく、国民一人ひとりも、考え直してみる必要があるのではないだろうか。

## 6. おわりに — 誰がための自衛隊か

改憲論者の中には、現行憲法は占領期に連合国軍総司令部（GHQ）によって強制された「押しつけ憲法」であると言う者もいる。だから「日本人による憲法」に改めることは当然なのだと。この議論には、自衛

隊の海外派遣を新憲法によって正当化しようとの目論見がうかがえる。しかし、この議論の前提には、大きな誤りがある。この点を指摘した上で、本稿を結ぶことにする。

### i. 憲法は押しつけられたものか

1947年の「新憲法再検討に関する吉田総理大臣宛のマッカーサー元帥書簡」には、「新憲法実施の経過に照らして、一両年中に、これを再検討し、もし必要ならば改正することは全く日本国民の自由であると極東委員会は決定した。従って、さらに必要ならば、日本国民の意思を問うために、国民投票その他の手続をとつて然るべきである。」と書かれていた。にもかかわらず、それを黙殺したのは日本政府であった。

なぜ、政府が憲法再検討に消極的だったのか。それは、国民がそれを望まなかつたからである。国民の大多数は「押しつけられた」とは思つていなかつた。言論の自由、女性の参政権、戦争放棄を心から歓迎した。だから、政府は改憲に向けた提案をすれば、国民投票で敗れ、政権を失う。そのことを熟知していたために、憲法再検討に反応しなかつたのである。また、国民が新憲法を支持したのは、たとえ制定過程に占領軍の関与があつたにせよ、盛り込まれた内容に大きな希望をもつたからであろう。

### ii. 押しつけられたもの

では、なぜ「押しつけ、押しつけ」という認識があるのだろうか。それは、「自衛隊創設」こそ「押しつけ」であったからだ。朝鮮戦争が勃発した1950年。マッカーサー元帥から「書簡」が届く。それは、「国家警察予備隊75,000人の創設を許可する」旨であった。しかし、日本側から「お願い」したものではなかつた。

だから、そのための隠ぺい工作が必要だった。極東米軍総司令部が作成した「警察予備隊創設計画」の中で、憲法9条があるため、「いかなる公表目的にせよ（警察予備隊創設は）軍事的ないし準軍事的部隊とみなされ、内外に波紋を招くので、偽装工作のもとで開始されなければならない。」とある。このような偽装工作をともないながら、憲法9条の形骸化ははじまつたのである。自衛隊も、日米安保もその延長にある。もつとも正すべきはこの点においてではなかろうか。

自衛隊は、アメリカの冷戦政策の下で、国民の同意なしに、「なんのため、誰がための組織か」という本来の意義を持たずして創設されたのである。「国家国民のため」と言えば聞こえは良いが、創設の経緯をみると、それも後付けの言い訳でしかない。

### iii. 日米同盟と戦後のジレンマ

だからこそ、この「矛盾した存在」を正さねばならないのである。自衛隊は日本の「盾」である。しかし、今の自衛隊は守るべきものを見失いつつある。盾は守るべきものがあつてこそ、初めて意味をなす。そして、それは決して「誰か」に持たせるものではない。

自衛隊をイラクに派遣する際、「日米同盟だから仕方がない。」とか、「日米同盟が絶対であるから。」とか、「国際貢献、国際社会の平和のため」と、一応の「お題目」を唱えつつも、日本政府はアメリカのために必死になつた。しかし、日米同盟とはそのように誇らしいものなのだろうか。

米英同盟にしても、米韓同盟にしても、彼らは直接的な「Give and Take」があつたからこそその軍事同盟である。しかしながら、日米同盟はそのような軍事同盟では決してない。守ってもらつて当然なのである。それに、直接的な「Give」が今まであつただろうか。むしろこちらからの「Give」ばかりが目立つようと思える。太平洋戦争までさかのぼれば、アメリカの原爆によって日本人の尊い命が多数奪われた。そこまで、頭を下げてゴマを擂る必要があるのだろうか。滑稽でならない。

現状、自衛隊は米軍に従属していると言えよう。それは日本政府がアメリカ政府に隸属しているからである。たしかに、隸属してきた自民党政権は倒れ、民主党政権へと代わった。しかし、この日米隸属関係に終わりはない。確かに、アメリカとの関係は大事である。けれども、「対等」な関係ではなく、アメリカにとって「都合が良い」だけの関係であれば、それはむしろ日本にとって害悪でしかない。日本は、いまだ「戦後のジレンマ」から抜け出せないである。そして、自衛隊はこのままアメリカ軍の「矛」となってしまうのであろうか。

#### iv. むすび

長年日本を牽引してきた自民党政権が崩れ、新たに野党第一党であった民主党を中心とする連立政権が誕生した。しかし、民主党は安全保障問題において、主張の異なる社民党という爆弾を抱え、どのようにこの国の安全保障政策を進めていくのであろうか。現在、在日米軍の普天間基地移転問題において、民主党は社民党とアメリカの板挟みに遭い、問題の先送りしかできないでいる。バラック・H・オバマ米大統領に「Trust me」と言った鳩山由紀夫首相だが、果たしてオバマ大統領の前に日本国民が、どこまで彼を信じられるのか、早くも暗雲が立ち込めている。

また、前原議員は自身のホームページにおいて、日本の安全保障問題について次のように述べている。「私は、憲法は改正すべきだと考えている。憲法上も認められると政府が公式に述べている報復のための兵器をもつ議論はいまだにタブー視されているきらいがある。もっと現実の問題として真剣にかつオーブンに議論されるべきである。(日本は) アメリカとの同盟関係を絶対と考え、自らの安全保障をアメリカに頼りすぎ、自助努力を怠ってきた。報復能力をもつべきだと考えるのは、ノドンやテポドンといった北朝鮮が開発しているミサイルが日本を射程に入れ、その脅威を感じているからである。」<sup>註58</sup> と報復攻撃についての必然性について語っている。たとえば、「報復」を「自衛」に言い換えるとどうであろう。もっともに聞こえるかもしれない。しかし、この考えは、既述の石破長官と前原議員のやりとりにもあるように、「敵基地攻撃論」や「先制攻撃容認論」を意識したものである。したがって、たとえ「自衛」と置き換えて、それは「専守防衛」の立場から大きく逸脱していると言わざるを得ない。よって、前原議員の考えは決して許されるものではない。こうした誤った考えを持つ者、また先にも述べたが、「普通の国」思想を持った小沢幹事長のような者が、自民党が退いた後の日本政治を引っ張ろうとしている。彼らの主義主張は自民党の安倍議員や石破議員のようなタカ派<sup>註59</sup> となんら変わらない。したがって、日本の安全保障の問題が大きく動くことはないのかもしれない。

そうして、日本がアメリカとの隸属関係ある現在の状況が続く限り、自衛隊は「盾」としての機能が失われ、「矛」として機能をなおいっそう求められるだろう。アメリカに「都合の良い世界」を切り拓くための「矛」として、世界にその切っ先を突き刺そうとしている。しかし、「盾」は決して「矛」にはなりえない。「盾」は盾であってこそ、その力を十二分に発揮できるのである。もし、このまま日本がアメリカに囚われ、己が「平和主義」という理想を自ら断ち切るのであれば、日本は亡国となろう。そして、自衛隊は亡国の盾となるのだ。護るべきものを見失った自衛隊に、その価値はない。

「専守防衛」は平時のお題目ではない。自衛隊の、我々日本人の灯台である。これをなくしてしまっては、またかつての過ちを繰り返してしまうだろう。どんな状況であろうが、我々は我々なのだということを政治家はもちろん、国民一人ひとりが自覚しなければならない。

平和を尊ぶ我々日本人の誇りは決して銃や弾丸のみで守れるものではない。「専守防衛」という強い理念があるからこそ、戦後日本人の誇りを、この国の平和を守るのである。

註

- 註1 箕輪登・内田雅敏、『憲法9条と専守防衛』、梨の木舎、2004年。
- 註2 同上、115—116項。
- 註3 同上、114項。
- 註4 原告の差止請求、慰謝料請求の趣旨、平和的生存権についての主張は本稿趣旨と離れるため割愛する。
- 註5 箕輪・内田、前掲書、115—128項。
- 註6 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ketsugi1483.pdf>, last visit on 2 Dec, 2009.
- 註7 第1条約「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」、第2条約「海上にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」、第3条約「捕虜の待遇に関する条約」、第4条約「戦時における文民の保護に関する条約」
- 註8 攻撃手段の制限（戦闘員と文民、軍事目標と民間物の区別など）を定めている。
- 註9 <http://www.weblio.jp/content/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%90%86%E4%BA%8B%E4%BC%9A%E6%B1%BA%E8%AD%B01511>, last visit on 2 Dec, 2009.
- 註10 連合暫定施政当局。
- 註11 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 註12 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO165.html>, last visit on 2 Dec, 2009.
- 註13 [http://www.hg-law.jp/iraq/img/071119\\_judge.pdf](http://www.hg-law.jp/iraq/img/071119_judge.pdf), last visit on 3 Dec, 2009.
- 註14 高度に政治的な問題については、立法府の裁量に任せるべきであるという理論。
- 註15 箕輪・内田、前掲書、84項。
- 註16 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO165.html>, last visit on 5 Dec, 2009.  
改正後の自衛隊法84条2項。雑則から自衛隊の行動に変更。「海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。」
- 註17 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/cambo/cambo01.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/cambo/cambo01.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註18 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/cambo/cambo02.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/cambo/cambo02.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註19 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/golan/golan01.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/golan/golan01.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註20 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/golan/golan02.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/golan/golan02.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註21 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/data/law/law\\_data01.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/law/law_data01.html), last visit on 16 Dec, 2009.
- 註22 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/pko.html>, last visit on 18 Dec, 2009.
- 註23 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/e\\_timor/e\\_timor07.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/e_timor/e_timor07.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註24 1999年、トルコ地震に伴い、国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送を行う。
- 註25 2005年、パキスタンで起きた地震に伴い、援助活動に関する航空輸送と陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送を行う。
- 註26 2005—06年、インドネシアでの地震に伴い、援助物資等の航空輸送、医療・防疫活動、陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送等を行う。
- 註27 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/afghan/afghan01.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/afghan/afghan01.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註28 [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/result/afghan/afghan03.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/afghan/afghan03.html), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註29 ブッシュ米大統領が「世界のあらゆる国は、いま、決断しなければならない。われわれにつくか、あるいはテロリストの側につくかのどちらかである。今後、テロに避難所あるいは援助を提供する国家は、アメリカに対する敵対国とみなす。」と発言した。『悪の枢軸』『テロ支援国家』はここから生まれる。
- 註30 アーミテージ国務副大臣がワシントン駐在大使に放った「Show the flag」発言と「アメリカとともにあるかということだ。50%、60%という目盛りはない。」という発言。
- 註31 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/gaiyou.html>, last visit on 27 Oct, 2009.  
2001年10月29日に成立。アメリカなどがアフガニスタンなどに対して、対テロ戦争の一環として行う攻撃・侵攻を援助することについて定めた法律。2007年11月1日に失効。

- 註32 [http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq\\_h.html](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq_h.html), last visit on 27 Oct, 2009.  
2003年7月26日成立。イラクの国家再建や国民生活の安定と向上等に向けて、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うための法律。
- 註33 <http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/090314/plc0903141839006-n1.htm>, last visit on 18 Dec, 2009.
- 註34 海上における警備行動、海賊対処行動（自衛隊法82条、82条の2）。
- 註35 箕輪・内田、前掲書、30項。
- 註36 <http://kotobank.jp/word/%E5%91%A8%E8%BE%BA%E4%BA%8B%E6%85%8B%E6%B3%95>, last visit on 3 Dec, 2009.
- 註37 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/gaiyou.html>, last visit on 3 Dec, 2009.  
「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」。これにより、海上自衛隊の艦船がインド洋へ派遣された。
- 註38 <http://www.kokuminhogo.go.jp/torikumi/taishoho.html>, last visit on 3 Dec, 2009.  
武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法の三法。
- 註39 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO165.html>, last visit on 2 Dec, 2009
- 註40 <http://www.mod.go.jp/j/defense/policy/cyuuki/index.html>, last visit on 24 Dec, 2009.
- 註41 Destroyers, Helicopter（ヘリコプター護衛艦の艦種記号）。数字は就航した年を表す。
- 註42 [http://blog.zaq.ne.jp/tachikoma/img/img\\_box/img20070826020342982.jpg](http://blog.zaq.ne.jp/tachikoma/img/img_box/img20070826020342982.jpg), last visit on 2 Dec, 2009.
- 註43 <http://mirai-yukue.net/?tag=%E6%94%BB%E5%8B%A2%E9%98%B2%E5%BE%A1>, last visit on 10 Dec, 2009.
- 註44 日本戦略研究フォーラムによる。
- 註45 渡辺昭夫「自衛権をめぐる議論」『外交フォーラム』第210号、2006年、16—23項。
- 註46 同上、18—19項。
- 註47 同上、18項。
- 註48 同上。
- 註49 同上、19項。
- 註50 [http://ozawa-ichiro.jp/policy/run\\_for\\_idea\\_0609.htm](http://ozawa-ichiro.jp/policy/run_for_idea_0609.htm), last visit on 18 Dec, 2009.
- 註51 <http://www2n.biglobe.ne.jp/~rei/next4-8.htm>, last visit on 18 Dec, 2009.
- 註52 内戦や民俗・宗教間の紛争、テロ等を指すと思われる。
- 註53 <http://www.unu.edu/hq/japanese/gs-j/gs2002j/shimane3/Watanabe-paper-J.pdf>, last visit on 18 Dec, 2009.
- 註54 <http://www.unu.edu/hq/japanese/gs-j/gs2002j/shimane3/Watanabe-paper-J.pdf>, last visit on 18 Dec, 2009.
- 註55 箕輪・内田、前掲書、69項。
- 註56 同上。
- 註57 同上。
- 註58 <http://www.maehara21.com/blog/kiji.php?itemid=1065>, last visit on 29 Oct, 2009.
- 註59 一般的に外交・安全保障政策などにおいて強硬な考えを持ち、そういう政策を支持する集団を指す。

（卒業論文指導教員 藤本晃嗣）